

第四十三号議案

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十二年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「百二十八万八千円」を「百三十二万四千円」に、「百十六万二千円」を「百十九万四千円」に、「百七万三千円」を「百十万三千円」に、「百五万四千円」を「百八万三千円」に、「百三万六千円」を「百六万五千円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都議会議員の議員報酬の額を改定する必要がある。